

## 令和4年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和4年7月27日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和4年7月27日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第10号 専決処分の報告について
  - 議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
  - 議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 議案第35号 財産の取得について
  - 議案第36号 財産の取得について
  - 発議第3号 民主主義社会における暴力を非難する決議
  - 請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書



## 議事日程第1号

令和4年7月27日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 遅延している新庁舎建設の早期実現への要望書

町長報告 1件

報告第10号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 5件

議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第35号 財産の取得について

議案第36号 財産の取得について

発議第3号 民主主義社会における暴力を非難する決議

日程第5 議案の審議及び採決 5件

議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第35号 財産の取得について

議案第36号 財産の取得について

発議第3号 民主主義社会における暴力を非難する決議

日程第6 請願の委員会付託 1件

請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書

日程第7 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 田中 克典	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
住民環境課長 高木 雅春	上下水道課長 可児 英治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 井戸 芳枝
--------------	-------------------

## 開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。したがって、令和4年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、中日新聞可児通信部様から撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本日、本年第2回目の臨時会を招集させていただきましたところ、全議員お集まりいただきましてありがとうございます。

本日上程させていただきます議案については、補正予算関係2件、財産の取得2件であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

---

## 会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月22日に行いました議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月27日の1日とすることに決定いたしました。

---

### 諸般の報告

#### 議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)遅延している新庁舎建設の早期実現への要望書、以上、写しを配付し、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第10号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

#### 亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第7号 専決処分書。令和3年御嵩町議会第3回臨時会（議案第37号）で議決をいただきました工事請負契約について、令和4年6月24日に専決処分をいたしました。

1. 契約の目的は、令和3年度特定鉱害復旧事業長瀬洞地区復旧工事です。
2. 契約の金額、7,997万円を8,124万4,900円に変更いたしました。
3. 変更の理由は、施工内容の精査によるものです。
4. 契約の相手方は、株式会社三和木です。

続いて、2ページをお願いいたします。

2ページには、工事請負変更契約書の写しを添付しております。

工事内容の最終精査により、127万4,900円を増額する変更契約を本年6月24日に締結いたしました。

続いて3ページをお願いいたします。

工事の施工箇所を示した位置図を掲載しております。

復旧工事を行った場所は御嵩町中地内で、令和2年10月に亜炭鉱廃坑が原因とする陥没により被害のありました長瀬洞地区です。

3ページ左下の枠内を御覧ください。

復旧工事の概要を記載しております。

被害のありました家屋、車庫、倉庫、町道の復旧などを行いました。

今回の変更契約については、工事内容の最終精査によるものです。

主な変更内容としては、家屋内部の壁の損傷が激しく、当初見込んでいた補修では修復できない状況であったため、塗り直し等を行ったことから増額変更となったものです。

続いて、4ページをお願いいたします。

4ページには、参考までに、本年3月14日に締結いたしました第1回目の変更契約書の写しを添付しております。

当初契約では、履行期限を本年3月18日としておりましたが、陥没が起きた場所であることから亜炭鉱廃坑対策の充填工事を優先して施工したことにより、当初の履行期限までに完成が見込めなくなりましたので、本年6月30日まで履行期間の延長をしたものでございます。契約金額は変わらず、履行期間の変更のみの変更契約でございます。

以上で、報告第10号 専決処分の報告とさせていただきます。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました議案第33号から議案第36号、発議第3号を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件5件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

#### 総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明い

たします。

補正予算書つづり、ピンク色の令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億4,772万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億9,100万1,000円とする旨、規定しています。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、目01総務費国庫補助金、節01総務管理費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,810万4,000円の増額。節02戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カード交付事務費補助金232万7,000円とマイナポイント事業費補助金409万6,000円の増額です。

款18寄附金、目01指定寄附金は、中央石油様から55万円、十六銀行様から5万円の合計60万円の寄附をいただいたものです。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整となります。

6ページをお願いいたします。

歳出です。

款02総務費、目04電算管理費、節17備品購入費77万2,000円は、歳入で説明いたしました寄附金60万円を充当し、オンライン会議用大型モニターの購入に伴う増額です。

目17新型コロナウイルス感染症対策費は、コロナ禍における原油価格物価高騰対応に係る事業の実施に伴う補正となります。節11役務費383万2,000円は、1人当たり5,000円分を配付する振興券の配付や、案内通知に係る郵便料の増額です。節12委託料は、振興券事務委託料730万円の増額。節18負担金、補助及び交付金は、事業所に対する振興券利用分の補助金8,950万円、水道料金減免事業を実施する水道事業会計に対する補助金3,505万円、食材単価高騰に伴う小・中学校給食費会計に対する補助金466万3,000円、大久保地区小規模水道施設や可児市水道事業と契約している方に対する水道料金支援補助金18万8,000円の増額です。

下段の目01戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード交付促進に係る事務費及びマイナポイントのサポート事務の拡充に伴う補正です。節03職員手当等は、夜間窓口の増設、休日窓口の開設に伴う時間外勤務手当208万8,000円の増額。節10需用費10万円は、交付促進・マイナポイント啓発グッズ等の費用。節11役務費、通信運搬費50万円は、カード受け取りに係る郵便料、手数料256万7,000円は、役場窓口及び量販店等への巡回対応に伴う職員派遣手数料です。節13使用料及び賃借料116万8,000円は、カード交付端末やWi-Fiルーター等の借上料となります。



なお、7ページには給与費明細書をおつけしておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

続きまして、議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

**上下水道課長（可児英治君）**

おはようございます。

それでは、議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

お手元の補正予算つづり、水色の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、物価高騰などに直面する個人や事業者の経済的負担を軽減するため、水道基本料金の4か月分を減免するための補正予算であります。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正で、収入、支出ともに65万円を増額し、6億2,165万円とするものです。

第3条では、水道料金の減免実施のため、一般会計からの補助を受ける金額を3,505万円に補正しております。

次の2ページの補正予算実施計画は後ほどお目通しいただき、3ページの補正予算実施計画明細書を御説明いたします。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、3,440万円の減額。

項2営業外収益、目5他会計補助金、節1他会計補助金は、3,505万円の皆増です。

支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節22委託料は、料金システム改修業務等委託料65万円の増です。

以上で、議案第34号 令和4年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

議案第35号 財産の取得について、議案第36号 財産の取得について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

## 教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

おはようございます。

それでは、議案第 35 号 財産の取得について説明をいたします。

議案つづりの 2 ページをお願いいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

1. 取得する物品は、小・中学校タブレット端末の追加購入です。
2. 取得の方法は、指名競争入札。
3. 取得金額は、525 万 8,000 円です。
4. 取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎 495 番地 1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取締役 辻慶一であります。

次に、資料つづりを御用意いただきまして、1 ページをお願いいたします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

各小・中学校での授業配信用及び修繕対応時の代替機として、90 台のタブレット端末を購入するものであります。

7 月 15 日に仮契約を締結しており、履行期限は令和 5 年 3 月 15 日としております。

次に、2 ページをお願いいたします。

こちらには、入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 35 号の説明を終わります。

引き続き、議案つづりのほうにお戻りをいただきまして、3 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 財産の取得について説明をいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

1. 取得する物品は、給食配送車です。
2. 取得の方法は、指名競争入札。
3. 取得金額は、868 万 7,800 円です。
4. 取得の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町上恵土 350 番地 2、伏見自動車整備工場、梅田征であります。

次に、資料つづりに移っていただきまして、3 ページをお願いいたします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

平成 10 年度に導入をし、20 年以上にわたり給食センターから各小・中学校へ給食を配送してまいりました配送車「おやどり」を更新するものであります。

7 月 8 日に仮契約を締結しており、履行期限は令和 5 年 9 月 29 日としております。

次に、4 ページをお願いいたします。

入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 36 号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

続いて、発議第 3 号 民主主義社会における暴力を非難する決議について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

#### 議会事務局長（土谷浩輝君）

議案その 2、1 ページからお願いをいたします。

それでは、朗読をさせていただきます。

---

#### 発議第 3 号

##### 民主主義社会における暴力を非難する決議

民主主義社会における暴力を非難することについて、次のとおり決議する。

令和 4 年 7 月 27 日提出

提出者	御嵩町議会議員	山 田 儀 雄
賛成者	〃	安 藤 信 治
	〃	奥 村 悟
	〃	清 水 亮 太

##### 民主主義社会における暴力を非難する決議

去る 7 月 8 日、奈良市内の路上で参議院議員通常選挙の応援演説中に、安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃を受けるという凶悪な事件が発生した。

本町は、平成 8 年 10 月 30 日に柳川喜郎前町長が何者かに襲撃されるという事件が発生した町として、いかなる理由であれ、このような蛮行は言語道断であり、到底容認できない。

本町議会は、安倍氏の御逝去を悼み、御遺族に心からお悔やみ申し上げるとともに、暴力によって政治活動を封じるような民主主義に反する行為を強く非難する。

以上、決議する。

---

以上です。

**議長（高山由行君）**

朗読が終わりましたので、ここで発議第3号 民主主義社会における暴力を非難する決議について、提出者より説明を求めます。

8番 山田儀雄君。

**8番（山田儀雄君）**

それでは、提出者として説明を申し上げたいと思います。

決議の内容につきましては、ただいま議会事務局長が申し上げたとおりであります。

御嵩町では、先ほども説明の中にありましたけれども、平成8年10月30日に柳川前町長が襲撃されております。そのときにも、早期の解決、事件の解決に向けて御嵩町議会では決議がなされております。

今回、安倍氏の御逝去を悼み、暴力によって政治活動を封じるような民主主義に反する行為を強く非難する決議であります。

どうか御賛同いただきたいと思います。以上であります。

**議長（高山由行君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は9時40分とします。

午前9時26分 休憩

---

午前9時40分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開いたします。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（高山由行君）**

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第33号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（高山由行君）

続きまして、議案第 34 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 令和 4 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

続きまして、議案第 35 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 36 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号 財産の取得について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（高山由行君）**

発議第 3 号 民主主義社会における暴力を非難する決議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 3 号 民主主義社会における暴力を非難する決議について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

---

**請願の委員会付託**

**議長（高山由行君）**

日程第 6、請願の委員会付託を行います。

請願第 1 号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書を議題とします。

議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

**議会事務局長（土谷浩輝君）**

それでは、ピンク色の表紙、請願つづりの 1 ページからお願いをいたします。

それでは、朗読をさせていただきます。

新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書。

請願者、岐阜県可児郡御嵩町中 903-9、学校法人杉山第三学園理事長 杉山一夫。

紹介議員、山田儀雄、安藤信治。

御嵩町議会議長 高山由行様。

新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書。

請願趣旨。

杉山第三学園は、平成 30 年 7 月御嵩町保育施設等設置運営事業者募集に対し応募し、選考の上指定を受けました。

当学園は長きにわたり御嵩町の大切な幼児期を任せていただいたことに感謝と恩返しのために運営事業者に応募をさせていただきました。募集要項では、平成 34 年（令和 4 年）4 月に民設民営で開園の予定でありました。当学園も令和 4 年度の開園に向けて、施設設計をはじめ人員を増員し、継続的な雇用に努め新設に向け多額の資金も支出するなど、準備をしておりました。当然ながら御嵩町役場新庁舎移転候補地を前提とし、中保育園の新築と新設される中児童館の指定管理者として、長期にわたり町と幾度も協議しておりました。しかし、様々な議論の中で現在に至っています。

現在運営事業者の指定を受け中保育園を運営していますが、耐震診断が未耐震の状態であり、老朽化も進んでいます。園児の命が危険にさらされており、このままではいつ園舎から被害が出てしまうかは分かりません。何より中保育園に通っている園児また保護者の方も心配でならないと思います。一日も早く安全な園舎で過ごすこと、また先生たちも新しい園舎で子供たちと保育ができることを望んでおります。

以上のことから御嵩町に対し、これまで積み重ねてきた資金と労力を無駄にすることなく、御嵩町役場新庁舎移転候補地での新庁舎等整備事業を一刻の猶予もなく進めていただくことを求めお願いいたします。

令和 4 年 7 月 20 日。請願者、岐阜県可児郡御嵩町中 903-9、学校法人杉山第三学園理事長 杉山一夫。

以上です。

#### 議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、請願第 1 号について、紹介議員より説明を求めます。

8 番 山田儀雄君。

#### 8 番（山田儀雄君）

それでは、ただいまの請願書について補足説明を行いたいと思います。

今日提出されました請願書の経緯からお話を差し上げたいと思います。

今月の 18 日に開催されました町と議会主催の新庁舎関係者説明会でありますけれども、当時、議員全員出席を予定していましたが、結果として 7 名の出席となりました。現在、御嵩町新庁舎建設に反対を表明されている 4 名の議員が欠席となりました。

この会議には、土地所有者のほか中保育園の指定管理者である杉山第三学園の方々が出席さ



れ、その会議の内容でありますけれども、新庁舎建設がなぜ進められないのか、それと反対を表明されている議員の思いが知りたい、特にこの2点であったように思います。

この請願書をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、2ページ目になりますが、一番上のところでありますが、平成30年7月に募集されております。その平成30年12月の定例会でありますけれども、指定管理者の議案が出てまいりました。それには、若干の質問はありましたけれども、その質問の内容は運営についてでありまして、この場所にとということには質問はなかったと思いますが、全員で賛成し、可決してきております。

その後、ここに書いてあるように、園のほうでは継続的な雇用、新設に向けて多額の資金も出して準備を進めてきておられます。また、中保育園につきましては耐震結果がかなり悪いということで、今、子供たちの安全を考えたときに一刻も早い完成が求められてきます。

一番下のところになりますけれども、これが御嵩町新庁舎移転候補地での整備事業を一刻も早く望んでおられるということでもあります。

この請願書の趣旨を理解され、皆さん方、採択されるようお願いをしたいと思います。以上であります。

#### 議長（高山由行君）

ただいま議題としております請願第1号につきましては、7月22日の議会運営委員会において、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することを決定していただきました。

お諮りします。この請願につきましては、総務建設産業常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、総務建設産業常任委員会にその審査を付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開予定時刻は、総務建設産業常任委員会次第でございますので、傍聴者の方は、ここでお待ちになるか、総務建設産業常任委員会を傍聴されるか決定していただきたいと思います。

それでは、第1委員会室で総務建設産業常任委員会を開催いたしますので、10時5分より委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。

午前9時52分 休憩

---

午前11時45分 再開

#### 議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

総務委員会、御苦労さまでございました。

---

### 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

#### 議長（高山由行君）

日程第7、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託事件しました請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

#### 総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

先ほど開会して委員会を施行させていただきました。その結果を報告いたします。

御嵩町議会議長 高山由行様。令和4年7月27日、総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

請願審査報告書。

令和4年7月27日に開催された御嵩町議会第2回臨時会において、当委員会に付託された請願について、御嵩町議会会議規則第94条1項の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

1つ、審査実施日、令和4年7月27日。

2つ、審査事件名、請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書。

3つ、審査の経過、紹介議員に質疑を行うとともに、自由討議も行い、採決をした。

4つ、審査の結果、請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書については、多数の賛成により採決すべきものと決定した。

以上であります。

#### 議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

8番 山田儀雄君。

#### 8番（山田儀雄君）

1点、質疑を行いたいと思います。

ただいまの総務常任委員会の採択という結果報告がなされましたけれども、その中で、杉山第三学園との意見交換、今後ですけれども、特に反対されてみえる方からの説明だと思ってい

ますけれども、請願書を審査された総務建設産業常任委員会の委員長として、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

**議長（高山由行君）**

12番 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

今回の請願につきましては、本来は、これは私ども総務委員会が所管すべき内容とは違うんじゃないかという、まず基本的な考え方を持っております。

ただ、問題なのは、新庁舎等整備事業の当該地に保育所を新設していただきたい、それを早期に実現していただきたいと、そういう部分で新庁舎等の整備事業に依拠したものであるから総務委員会のほうへという話で、私どもは総務委員会として審議をさせていただきました。

私は、基本的には、自分の立場というのは委員会ではあまり表明できませんので、改めて、今、山田議員からの指摘の中で私の考え方を少し述べさせていただきますが、私は中保育所の改築ないしは新築等については、もう早期に実現すべきだと。場所は、やはり現在地が一番いいのではないかというふうに基本的に考えております。

なぜかという、非常に今度予定されております場所につきましては、必ずしもふさわしい場所とは考えておりません。特に、保育行政の拠点とすべき保育所の建設については、極めて問題があるんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味で、今回非常に困った判断を迫られておるというふうに思っております。

それから、新庁舎等整備事業の進捗状況でありますけれども、これは、農地転用の許可の問題であって、私どもの議会の問題ではありません。そういうものをもう全て包括して、一括して議論を持ち込んできたところに非常に大きな問題があるのではないかなというふうに思っております。

それから、中保育所の新築の問題につきましては、町の保育行政の基本的な在り方の問題だというふうに考えております。それぞれに全てをリンクさせて物事を諮るとするのは、私は決して良策ではないというふうに判断しております。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（高山由行君）**

8番 山田儀雄君。

**8番（山田儀雄君）**

ありがとうございました。

ただですね。私の聞きたかったものは、今後、杉山第三学園さん等から意見交換会の申出があったときに、反対されてみえる方もお見えになったわけなんですけれども、そうしたものに

対して総務委員長として対応されていかれるお考えについてお伺いしたい。

**議長（高山由行君）**

12 番 谷口鈴男君。

**総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）**

もちろん、指定管理法人の杉山第三学園のほうから、特に保育所の問題等についていろいろ意見交換したいというような申出があれば、私どもは大いに歓迎して、いつでも受入れをしてまいりたいというふうに思いますし、私以外にも総務委員会の委員の皆さんは全員そういう気持ちを持っておると思いますので、回答になるかどうか分かりませんが、そういうことです。よろしくをお願いします。

**議長（高山由行君）**

そのほか、質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これで、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方からの討論を受け付けます。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

反対の立場で討論いたします。

保育園の建て替えが急務であることは理解できますが、庁舎整備を進めないと保育園ができないということ自体問題であり、新庁舎整備と保育園をセットで計画すること自体、保育行政の失策であると言わざるを得ません。

新庁舎に対しては、予算規模、町民への説明不足等納得がいかない状況下においては、この請願に賛成はできません。反対であります。以上です。

**議長（高山由行君）**

賛成の方の討論を。

[挙手する者あり]

7 番 安藤雅子さん。

**7 番（安藤雅子君）**

請願の採択に賛成の立場から討論をします。

今回の杉山第三学園からの請願は、新庁舎整備事業の早期実施を願うものです。

この請願の中で、現在、中保育所は園舎が未耐震であり老朽化も進んでいることから園児の命が危険にさらされていることを大変危惧されております。早期の開園に向けて、現在の候補地で進めることが一番早いと考えてみえます。

新庁舎事業については、私としては、議会として事業費の出し方、住民への説明、事業内容等々、議会内での検討も不足していたとの反省点はありますけれども、庁舎が震度6以上の地震が来たときには危ないということ、保育園、児童館はそれにも増して耐震が弱いということから、幼い子供たちの命を守るために、なるべく早く庁舎、保育園、児童館を進めていくべきと考え、今回の請願は採択するべきものとして、採択に賛成をします。

#### 議長（高山由行君）

反対の方の討論を認めます。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

#### 2番（福井俊雄君）

私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、谷口委員長がお話ししたとおり、私は今の場所で造るのが最適だと思っています。新庁舎のところでは、まだ亜炭鉱充填もできていない、そして、土も持ってきて埋めて、踏み固めて、それから後に造らなければいけない。そうすると、本当にいつになるか分からない状態になると思います。

今ある場所、そこで早く子供たちの安全と、先生たちが快適な環境で子供たちを保育できるような環境をつくってあげるのが一番だと思います。

ですから、私は、この請願に反対します。以上です。

#### 議長（高山由行君）

賛成の方。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

#### 3番（奥村 悟君）

請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書に賛成の立場から討論をいたします。

新庁舎整備は、現庁舎が耐震診断の結果、最も低いI s値が0.21であり、南海トラフ巨大地震で想定される震度6弱が発生した場合、倒壊、または崩壊する危険性が高いことが判明し、平成28年4月に発生した熊本地震では震度7の大地震が発生し、大規模改修により耐震基準

を満たしていた庁舎も大きな被害を受けました。このことにより、現庁舎の耐震改修は行わず、現在の場所、もしくは移転を伴う庁舎の建て替えの方針を示しました。

議会の新庁舎整備特別委員会は、新庁舎を移転して新築するという方向性を示し、7つの候補地から比較検討し、21号バイパスエリアを全会一致で新庁舎整備特別委員会の結論としました。これを受けて町は、21号バイパスエリアに決定しました。また、平成28年2月の新庁舎整備特別委員会の整備方針の答申の中に、他の公共施設の整備について、複合化や多機能化など移転によって期待される効果を十分検討することとの意見も出されています。

このことから、中児童館、中保育所も耐震性が乏しく、これらについても倒壊、または崩壊する危険性があることから、庁舎と同時移転し、この位置で新築、建て替えの方向性が示され、現在に至っております。

中保育園については、建築から51年が経過し、雨漏り、園舎の傷みなど老朽化が著しく進んでいます。平成21年10月の耐震診断結果報告書では、低いほうのI<sub>s</sub>値が0.417と耐震性が非常に乏しいことから、御嵩町立保育所等老朽化対策検討委員会の整備方針・報告を踏まえて、中保育園の建て替えを庁舎の移転と同時にこの場所、21号バイパスエリアに決定したことで、後戻りせず進める必要があります。

いつ起こるとも知れない巨大地震に不安を抱きながら園児を預かる学校法人杉山第三学園、さらに保育園に通わせる保護者の気持ちを思うと、少しでも早く取りかかることを切に望むことから、この請願に賛成をいたします。

#### 議長（高山由行君）

反対の方の討論を許します。

[挙手する者なし]

反対の方の討論はございませんね。

それでは、重要問題ですので賛成の方の討論を認めます。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

#### 10番（大沢まり子君）

私は、賛成の立場での討論とさせていただきます。

今回の新庁舎等整備事業は、命を守る防災対策、減災対策の大事な事業であります。

この度の請願書の中身を見ますと、杉山第三学園の理事長の思いとして、ここの新庁舎候補地という言葉が2度、そして、平成30年7月の御嵩町保育設備等設備運営事業者の募集の際にも要綱等にこの新天地といえますか、今の新庁舎の候補地という項目もございまして、随所にその言葉が出ております。ですので、思いとされては、本当に、この事業を今の庁舎移



転候補地の中での開園に向けての設計などをもう進めていращやるということで、お金も使ってみえます。それを今になって違うところだとと言われても、また設計もやり直しでしょうし、土地の購入、それからいろいろな今まで使ってきた資金に対しても、どうしてくれるんだという思いもあると思います。これは、皆さん、この安全な園舎を一刻も早く造っていただいて、子供たちにも先生方にも喜んでこの教育行政を進めていただくためにも、今の候補地での一刻も早いという思いの一刻の猶予もなく進めていただきたいというのが、この請願の中身であります。

その一刻も早いというのがとどまっているのが、この農転の県の許可が下りていないということでありまして、その原因は、反対されている議員さんが4名お見えになるということが間違いのない事実だと思っております。

そういったこの御嵩町の現状であれば、県は農転の許可を下ろさないというような現状でありますので、お一人でも賛成に回っていただきまして、この事業を進めていただきたいという思いから、私自身は賛成の立場で討論いたします。以上です。

**議長（高山由行君）**

そのほか、討論よろしいか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

**5番（安藤信治君）**

反対討論はもうないので、いいですか。

**議長（高山由行君）**

いいです。

**5番（安藤信治君）**

じゃあ、私は賛成の立場で、請願採択に賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

ちょっとこれは人の言質を取るようなことで大変失礼かもしれないんですけど、先ほど農地転用の許可、これは議会の問題ではないというような委員長の答弁でしたけど、こういう答弁の中で、結果的に県に出された要望書、4名の方、あれはどういう意味があったのかというのがいまだかつて分からない。それがネックとなって、本当に今、新庁舎整備が滞っている状況というのは、これは紛れもない事実であります。

先ほど、委員長のほうから関係者からの要望があったら説明に参ると、歓迎すると、意見交換したいというような話もありましたので、その辺は、また関係者の方が来られたらやっていただけたと思います。

一応、その反対者の意見を聞きますと、庁舎と保育所を一緒にすることが間違いであったと、

そういうようなことも言われました。早くするためには、現地の近くで新しく土地を求めてやるというように早いと言われるんですけど、はっきり言って、一人でも特別議決のほうを賛成すると言われればすぐ許可が下りると思います。そうすれば造成も始まるし、そのほうが絶対早いと思います。

ですから、私は、この杉山第三学園さんの請願、この中に新庁舎等の候補地、そこで望んでみえるというのが僕はこの請願の趣旨の中にあると思います。ですから、この杉山第三学園さんの請願、早くやってくれというようなものに対して賛成の立場で討論させていただきました。よろしくをお願いします。

#### 議長（高山由行君）

そのほか討論はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 清水亮太君。

#### 1番（清水亮太君）

私も請願採択に賛成の立場で討論をさせていただきます。

場所が悪いという意見も出ましたけど、私、あの場所はすごくいい場所かなというのは思っていて、駐車場を挟んでではありますけど、すぐ近くに防災広場が広がり、ホールも近くにある。少し歩けば御嵩駅、願興寺、御嶽宿、みたけの森、そして、やはりあその場所に新庁舎等の整備をするということは、これからのまちづくりの中心地だという、私は、あの場所がそれがシンボルだと思っています。今は確かに田んぼが広がってすごく、高台になるのでね、あそこは。すごくいい景色で、これから先、どんどん新庁舎を造っていくと、近くに建物ができたり町がどんどん変わっていく、そういう姿も見ながら保育をすることができる、非常に最適な場所かなということを思います。

これから先、10年、20年、30年先のまちづくりを考えた中で、あの場所はすごく発展していくべきところだと思います。今何も手を打たないと我々の世代が皆さんの年頃になったときの御嵩町の姿が人口が減ってぼろぼろになっている可能性も当然考えられますよね。しっかりまちづくりを考えていかないと、この先御嵩町はどうなるのと私の世代ではすごくそこは思います。皆さんもそこを考えた上で、やはりあの場所は保育がすごく最適な場所だということを皆さんもちょっと考えていただきたいと思います。

私は請願に賛成の立場で討論しました。以上です。

#### 議長（高山由行君）

そのほか討論はありませんか。

[挙手する者なし]



討論も出尽くしたようですので、これで討論を終わります。

この請願に対する委員長報告は採択すべきものです。

この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、請願第1号 新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### 議員派遣の件

#### 議長（高山由行君）

続きまして、日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会会議規則第127条の規定により、令和4年8月25日から26日に開催する市町村議会議員研修に奥村悟君を派遣します。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

---

### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

#### 議長（高山由行君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 議長（高山由行君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了いたしました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

まずは、上程させていただきました4件の議案について議了していただきましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

議論がどうもかみ合わない。

我々行政は、そのほとんどを議決を得て進めていきます。新庁舎に関しても、やはり同じです。行政の継続性の保証というのは議会が担保するということだと思います。私が勝手に決めたことは一つもありません。新築木造でやりたい、そうは申し上げました。じゃあ、それをどこでやるのか。東の駐車場でもいいですよ、東になると3階建てでしょうね。ただ、今、西のほうで空いている土地に建てたらどうだろう。これも保健センターとの絡み合いでいくと、あまりいい場所じゃありませんねと。どういうふうでもいいから、議会に決めていただきたいということを申し上げました。

新築で、出ていくのか出ていかないのか、議員の皆さんが全会一致で出ていくと決められました。では、どこがいいでしょう、お伺いをしました。候補地も上げました。その候補地以外でも、議会の皆さん、いい場所があったらそこにさせていただいて結構ですよ、そういう話もさせていただいた上で、特別委員会で徹底議論をしていただいた。その特別委員会で、採決を採り、全会一致で今の予定場所に決めていただいた。その上、この議場で委員長報告があり、それに対して全会一致で賛成をしていただいた。

そこから初めて土地の買収、確約をいただくために職員たちを走らせました。本当に頑張ってくれました。相手のあることですので、夜遅くまでかかるときもある、まず平日昼中は無理、そういう中で担当者たちが地権者の皆さんに何とか理解していただくということを頑張って頑張ってやってきました。なかなか返事のいただけない方もありました。私は半年ぐらいで済むんじゃないのかなと思っていましたが、それ以上に時間がかかった。しかし、地権者全員に確約を取ることができた。

それで初めて農振除外、これも時間がかかりました。しかし、しっかりと認めていただいた上で農地転用、この書類を提出させていただけなかった期間が半年余り。私は理解できなかった。しかし、待って、待って、待って、半年以上がたって、どうも予定地と違う道路にこだわってみえる。それはまちづくりだろうと、高さ関係もどうも分かってみえないということで、きちんとした書類をきちんと出して、指摘を受けたら変更なり修正なりすればいいということで、提出の許可は職員たちは得ていなかったようですが、提出をさせていただいた。それが面白くなかったということかもしれませんけれど、行政は長期にわたって継続しながらしていく仕事があるんです。その都度態度を変えていただいたら、何のために用地買収に走ったのか、

これからまた中保育園用に用地買収に走れということですか、それすら信用できない。

まだ、少なくとも信頼できる方が過半数お見えになるだけありがたいと私は思っております。  
御苦労さまでございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和4年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後0時18分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸